

「性犯罪の罰則に関する検討会」
第2回会議議事録
（平成26年11月21日）

議 事

○東山参事官 それでは、性犯罪の罰則に関する検討会の第2回会合を開会させていただきます。山口座長、よろしくお願いいたします。

○山口座長 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日、井田委員と小木曾委員は所用により欠席されております。

まず、本日の配布資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 本日の配布資料は、資料8のヒアリング出席者名簿でございます。本日と次回第3回におけるヒアリングに御出席いただく方の名簿となっております。また、本日のヒアリングでお話を伺うことになっております福井様、藤岡様、周藤様、望月様の御説明資料につきましても机上に配布させていただいております。

以上です。

○山口座長 本日は、性犯罪の罰則の在り方について御知見をお持ちの方々からのヒアリングを実施することといたしております。事前に委員の皆様には御連絡いたしましたとおり、配布資料8の名簿に記載した12の団体又は個人の方々から御意見を伺います。皆様からの御推薦等を踏まえて、このように決定させていただきました。

本日及び次回の第3回会合におきまして、それぞれ六つの団体又は個人の方々から御意見をお伺いいたします。お一人又は1団体ずつお入りいただきまして、15分程度御意見をお述べいただきます。その後、5分程度、委員の皆様からの御質問にお答えいただくという流れで進めさせていただきたいと思っております。

なお、本日は、性犯罪の罰則の在り方について御知見をお持ちの方から御意見を伺うという趣旨でございますので、御質問される場合にも、御意見や御要望の趣旨を確認するという範囲でお願いしたいと思います。

それでは、始めたいと思っております。

(福井裕輝氏 入室)

○山口座長 最初は、特定非営利活動法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会代表理事、性障害専門医療センターセンター長の福井裕輝様でございます。

本日は、お忙しいところお越しいただき、誠にありがとうございました。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願いいたしまして、その後、委員から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井氏 よろしく申し上げます。

今回、罰則をどうするかということで、私自身は性犯罪者の被害者の治療等をずっと何年もやっているのですけれども、刑罰については被害者もいるということなので応報という観点があって、それについてどうこう言うつもりは基本的にありません。いろいろと裁判

等で証言等もしますけれども、飽くまで医学的に、医者として彼らをどういうふうにも再犯をしないようにするのかという観点でお話をします。それで構わないということでしたので、そういうつもりでお聞きいただければと思います。

性犯罪の治療というのは、資料のスライドの2ページに「(海外)」と書いてありますが、ほとんど世界的にも治療のアルゴリズムができています。軽度、中度、重度とあって、併存障害というのは、例えば統合失調症とかうつ病とか何でもいいですが、ほかの病気があって、それが犯行に影響を与えているなら、その治療をなささいということです。性犯罪特有のものについては、大きく認知行動療法、それから、その下に書いてあるような薬物というものが用いられます。

我々の所でやっている認知行動療法は、スライドの3ページの図のように、基盤プログラム、疾患特異的、性犯罪特異的の3段階に分かれていて、大体3年から5年というような施行期間で行っています。

治療プログラムについては、スライドの4ページのとおり、基本的には毎週ですね。我々の機関も東京と大阪支部という2か所で今やっていますけれども、遠方で来られないという人もいますので、そういう人のために、遠隔型と言って、月1回プラス3回の自宅でのホームワークというものもあります。あるいは、刑務所にいる段階から、家族などが出所した後が心配だということで、その前から関与して、書面等でやり取りをした上で治療に入るという場合もあります。

あと、周囲のサポートというのがやはり重要で、スライドの5ページのように、家族に対する本人への接し方などを心理教育するような家族セミナーというものも一緒に行っています。

薬物療法は、スライドの6ページのとおり、大きく分けてSSRIというものとホルモンの二つですね。SSRIは、一般的に抗うつ薬ですけれども、こちらは補助的です。ホルモンというのは、単純に言いますと、男性ホルモンを抑制し、性欲を下げることによって欲求自体をなくそうということですね。これは日本では薬としては錠剤で売られており、毎日飲んでもらいます。一番強力に使おうとすると、リュープリンという注射薬もあります。3か月のものや1か月のものがあるって、1回、皮下注射というのをやると、徐放薬というのですけれども、だんだんと体内に薬剤が溶け出して性欲をずっと抑制し、毎日飲まなくてもいいというような性質です。

スライドの7ページは我々の患者のデータで作ったものですが、重要なものだけ言いますと、テストステロンというのは男性ホルモンですね。緑色の線で示しているようにすとんと落ちます。また、紫色の線で示している性的欲求は、10段階で自己レーティングをしてもらおうと、大体3、4週間ぐらいで、10段階のうち2ぐらいまで下がりましたというような形で報告されることがほとんどです。

スライドの8ページで「(日本)」と書いてありますが、何が問題かという、日本においては、もちろん統合失調症などの併存障害の治療はどこへ行ってもやってもらえますが、この下の部分の治療というものがすっぽり抜け落ちていることです。これは基本的に世界でも、いわゆる主要先進国の中では考えられないような事態だと言えると思います。

つまり、性犯罪者の治療が医療として認められていない。問題は、基本的には厚生労働省だと思いますけどね。

例えば、小児性愛者で実際こういう患者がいるのですが、「自分は13歳未満の子供に性的関心があるが、まだ事件を起こしたことがない。でも、やってしまいそうだから治してもらえないか」と言って一般の精神科の外来等を受診しても、「これは治療の対象ではないので、お帰りください」と言われて門前払いを食らうというのが今の日本の現状ですね。

あるいは我々の所で見ているようなケースで、スライドの11ページのような例がありました。この方は、ホルモン異常で男性ホルモンが非常に高値で、強制わいせつなどを繰り返した累犯者でした。少年時代、10代から何度も少年院、刑務所を出たり入ったりし、出てきては2か月もたないで再犯を繰り返してきたというようなケースです。それで、家族が我々の機関を見つけて、出所前からずっと準備をして、出所してきたらすぐに連れて来て治療を開始したということで、3年ぐらい経ちますけれども、全く再犯なく経過している、そういうケースがあります。

日本のこういった加害者に対する対策というのは、世界より30年は遅れていると私はいつも言っていますし、実際そうだと思います。

ということで、最初に御紹介いただきましたが、性犯罪加害者の処遇制度を考える会というのを約4年前に立ち上げました。これは、委員の先生などと付けたものですが、別に加害者を一方的に応援するとかそういうことではなくて、被害者を生まないためには加害者をなくすしかないという、私の様々な臨床経験も踏まえてです。

参考にこのメンバーを紹介しておきますと、国家公安委員、精神科医、弁護士、法曹関係者、心理士など様々です。

言えるのは、我々はたくさん見えていますけれども、性犯罪者のかなりは精神障害者であることです。そうでない面ももちろんあります。集団強姦など悪質なものは、治療どうこうという問題ではないというのがありますけれども、基本的には性嗜好障害、発達障害あるいはパーソナリティ障害です。

それからもう一つ言えるのは、自らが性的に虐待を受けたことがあって、例えば、男性の加害者でも、幼少期に知らないおじさんにどこかに連れて行かれて男性器をいたずらされたとかそういうことがあって、自分の受けた性的虐待をまた別の者にやってしまうというような連鎖のようなものがある。それでやめたくてもやめられないと累犯になって、我々の所に来るのですけれども、自費の診療をせざるを得ないということですね。

こういうときによく聞かれるのが、法務省で性犯罪の処遇プログラムをやっているからいいのではないかということですが、これは、かなり大きな誤解というか間違いがあります。スライドの15ページは、法務省が発表した2年前のデータの抜粋を持ってきました。法務省が言うには、受けなかった受刑者に比べ、受講者の再犯率は4分の3程度であり、効果があったということです。この調査は、平成19年から平成23年までに刑務所を出た性犯罪者2,147人、それから、プログラムを受けた1,198人と集団に適應できないなどの理由で受けなかった949人について再犯率を比較したということです。

これは法務省にも直接言いましたけれども、非常にサンプリングがおかしくて、内部にいた者で我々の所で働いている者がいるので聞くのですけれども、あなた、受けなさいと言っても、それを拒否する人がいるわけですね。あるいは知的障害とかパーソナリティ障害などで集団と一緒に議論することができないような群がいる。あなた、受講しないと仮釈放できませんよと言うのに拒んで受けなかった群と、言うことを聞いて受けた群の2群で

比較をしても、それでは治療効果の判定はできないだろうと思います。数値も、性犯罪以外の罪も含めると、再犯率が、非受講者で29.6%、受講者で21.9%と、これで効果が実証できたと。一方、性犯罪については、非受講者で15.4%、受講者で12.8%というような数字で、これで法務省の治療がうまくいっているとはとても言えないと思います。

これには基本的な原因がありまして、いわゆる「抑圧」と我々は言うのですが、施設内においては対象者がいるわけではない。そういう条件の中で、いろいろな治療を施しても、基本的に効果がない。何かやるかもしれないというリスクのあるところで、自分のそういったコントロールをどうやってつけていくのかというのが基本的な認知行動療法の考え方で、施設の中でやってもほとんど効果がないというのが世界でも実証済みだということですね。

あと、海外に警察庁の依頼も受けて、今年視察に行ったのですが、オーストラリアでは、基本的に地域内での処遇が行われています。ミーティングの現場も見てきました。

例えばオーストラリアでは、横に研究所が併設されていて、そこで新たな治療法など、どんどんエビデンスを作っては、すぐその横の臨床にいかすということによって再犯を防ぐというような仕組みになっているようですね。

オーストラリアのクイーンズランドでは、警察官、心理学者、それから精神科医などが協力して治療に当たる。あとは、重篤な場合の高度病棟のようなものも見てきましたが、1日約1,000ドルなので、10万円ぐらいの費用をかけて治療を行っています。

次に、イギリスです。一つ特徴的なものを言っておきたいのですが、警察官、保護観察官、それから精神科医など心理関係の人が集まって、どうやって再犯を防ぐのか、地域の中にいる人に対してどうやっていくのかということなどを皆で議論しながら考えていくというようなシステムを作っている。ロンドンの治療施設に行きましたけれども、これも同様です。精神科医と作業療法士ですね。あとはスコットランドのエジンバラにも行ったのですが、これも同様です。これも、精神科医、保護観察官、警察、心理学者というような感じですね。

もう1点、被害者支援をやっている人も一緒に入っています。つまり、日本では、ほとんどタブーのようになっていて、加害者治療をやる人と被害者支援をやる人が一緒の席に座るなんてとんでもないというような風潮がありますけれども、そんなことはなくて、やはり対策をするためには一緒に考えなくては駄目だという意識を持って、地域での治療を支えています。

ということで、ざくっと世界の性犯罪者に対する現状というのをまとめると、スライドの18ページのようになっていると思います。

イギリスなどは、私のやっている再犯防止なんていうのももう遅いと、その前の前兆のある段階から治療的な介入をする二次予防へと移っています。

あとカナダについては、早期釈放制度というのがあって、長期刑を受けた人をむしろ早めに出して、社会内において治療を行っています。

それからオーストラリア、先ほど出しましたけれども、社会内治療に加えて、社会復帰支援ということで、彼らは非常に経済的に困窮しているとかという場合には生活費の補助をするなどもしています。

あとはアメリカも、再統合と前書きした r e - e n t r y ですが、社会内再統合センターという所で医学的治療を行ったり、就職を紹介したり、支援をしたりということも行っていきます。

ということで、世界の流れは、基本的に刑務所内に処遇するというところから、社会内での治療に舵が完全に切り替わっていると言えると思います。

それで、私はずっと司法と医療の連携が必要だということを言い続けてきているのですが、これがなかなかできません。

何が必要かというところ、スライドの21ページの図のように、法務省、警察庁、厚労省、それから我々民間団体も、できるだけことはやるということです。

最近、ストーカーについて、警察庁が我々の所に予算なども出してきて、加害者に対するアプローチということをやっと言い出してくれましたけれども、性犯罪などに関しては、このような観点が全然ありません。国は全然やらないので、スライドの22ページの図のように、民間でどれだけ頑張っているのかという、そんなイメージでやっています。

ということで、私は厳罰化よりも、もっと先に取り組むべきことがあると思っています。まず、少年院、それから刑務所の医療が余りにも貧困だということです。医療少年院という所にいましたけれども、予算も乏しいですし、働いている医者への給与を含めていろいろ物が余りに貧困ですね。また、保護観察も貧困です。

それから、先ほども言いましたように、省庁間の連携、あるいは民間団体も含めた連携が欠如しています。

あとは、性犯罪加害者がどういった人たちなのかというような実態に対する理解自体が国民に非常に欠如しているということです。

ということで、私の考えていることは、途中でNPOの意義にも出しましたが、被害者をなくすためには加害者をなくすしかないということで、一言で言うのであれば、先ほど厳罰化は関係ないということを言いましたが、もっと早く、今すぐにできることがあるということです。そのために、こういった医学的治療が特に有効なわけです。システムが十分にでき得るのに何もしていないという段階なので、こういったものを早急にやるべきだと思います。

以上です。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明いただきましたことに関しまして御質問のある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○角田委員 今のお話で、性犯罪について社会内処遇へという流れになっているというお話だったのですが、それは性犯罪以外の、いわゆる一般犯罪についても似たような流れになっているのでしょうか。それとも、性犯罪についてだけ特別にそういう流れになっているのでしょうか。

○福井氏 一般と言うと難しいですが、例えば、アルコール依存などは社会内処遇に移っていますね。

○角田委員 もう1点よろしいでしょうか。

日本は特にそうだと思うのですが、施設内処遇の問題点というのはどういう所にあるのでしょうか。

○福井氏 認知行動療法、カウンセリングと言うと、一般的に、生い立ちや悩みを聞くみたいなイメージがあると思いますけれども、もっと非常に実践的な治療でして、いかに犯罪行動を防ぐかという歯止めになるようなものを身に付けてもらうというような治療になるのですけれども、施設内においては、例えば男性が加害者であるとするならば、女性がいるわけでもないし、子供がいるわけでもありません。そういう欲求や行動自体が起こる場面ではないので、我々の中では、例えば電車に乗ったら痴漢をするということが頭をよぎったら、どういうふうにしましょうかということを考えていくわけですが、そういうこと自体が起きない場所なので、そもそも施設内の治療がこういうものに当てはまらないということですね、モデルとして。

○角田委員 ありがとうございます。

○齋藤委員 私は、加害者治療に詳しくないので教えていただきたいのですが、例えば小児性愛の方と成人を対象にした加害者と、あと、例えば家庭内での性犯罪の加害者と、家庭外犯罪の加害者ということで、例えばプログラムに違いがあったりですとか、必要なことに違いがあったりですとか、その性犯罪加害者が社会内での地域での処遇が適切だといったときに、それは全てのものに当てはまるのか、そういった研究などがされているのかということについてお伺いしたいのですが。

○福井氏 そうですね、非常にそれは重要な視点だと思います。我々の所でも、来ている加害者は皆、自ら受診しに来るわけですが、ほとんどが他人に対する加害行為をした者ですね。家庭内の、例えば父親が子供に対して性的虐待をすとか、そういうケースはほとんど表に出てもないし、したくないという思いも加害者、被害者が両方あったりとなかなか難しいと思うのですが、その辺りは我々も手がいていないという面があって、非常に大きな課題だと思っています。

○齋藤委員 海外では、出所した後に自発的に治療に来ているのか、それとも、それは法制度の中で決まっていることなのでしょうか。

○福井氏 御紹介した海外については、法制度の中で決まっていますね。付け加えて言うのであれば、日本でも、例えば保護観察所などに、我々の所で幾らでも見るから、ただ紹介してくれれば良い、あとは治療費は自費なのだから、それでいいではないかと言うのですけれども、日本というのはなぜかこういう連携をしないというか、そういう紹介をしてはいけないのだというような法務省内の考えがあるようで、それは行われていないですね。ですので、今、警察庁がストーカーの加害者を我々の所に紹介するという試みをやっていますけれども、それはかなり画期的だったと思っています。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○山口座長 では、これで時間がまいりましたので、終了とさせていただきます。
福井様、どうもありがとうございました。

(福井裕輝氏 退室)

(藤岡淳子氏 入室)

○山口座長 2番目の方は、大阪大学大学院教授の藤岡淳子様でございます。

本日は、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この

問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤岡氏 今日意見を述べる機会を与えていただきありがとうございます。時間も限られているので、早速入らせていただきます。

今日まず述べたいと思ったのは、量刑の増加ではなくて、再犯防止に役立つ施策をとってほしいということと、それには研究の新しい知見が役立つのではないかということです。

その論拠として、データに基づく研究と、最近の離脱研究と社会への再統合という流れを説明させていただきます。

お手元に資料が配られていると思います。スライドの3～6ページは、カナダと韓国と日本の性犯罪認知件数の推移をグラフにしたものです。カナダは処遇プログラムの先進国として有名です。1983年に強姦法を改正してから、翌年にはプログラムを開始していて、その後も認知件数は上がっていたのですが、プログラムの評価をして、どういうプログラムが再犯を防止するかということを中心に修正して、それから後で御説明する中間処遇のCOSAというのを始めた結果、下がっていき、ピーク時の半分近くになったという成果を上げています。

実際、超高リスクでも高リスクでも、それぞれリスク群で再犯防止プログラムをやることによって再犯率を半分以下に下げています。更には、刑務所の中でのプログラムを終えた後で、刑務所から社会に出るときに中間的な処遇をすると、それを受けた人の再犯率がわずか3.7%という形で、かなり押さえ込んでいるということが示されています。

COSAは、刑務所を出た性犯罪者、コア・メンバーと呼ばれる人を、一般の市民たちが友達になることと監視することと両方の役割を担って毎日支える。そして、その市民たちを専門家たちが週に一度会議を開くなどして支えるというものです。これは、カナダのクエーカー教徒たちから始まって、今、イギリスやアメリカに広がっています。再犯率を70%から80%低下させたということで非常に注目を集めている方法です。

一方、こちらは厳罰化の代表として、韓国の認知件数です。2007年に電子監視を取り入れていますが、それにもかかわらず認知件数は上がり続けて、ようやく一昨年、プログラムを韓国でも始めているところです。

日本のプログラムは基本的にはカナダのものを刑務所の中では取り入れています。2006年にカナダで成果を上げている性犯罪者処遇プログラムを取り入れているので、ほかの様々な施策と相まって下がっていったのですが、今また少し上がってきています。

再犯率の低下ですが、日本のプログラムは、下げていることは下げている。全体の犯罪としては、統計的に有意に日本のプログラムも下げているのですが、ただ、カナダが下げているほどには下げているという現状です。

日本がプログラムを始めた2006年には既に、どのプログラムに効果があるかということは世界の先進国で割とはっきりしていました。スライドの7ページは、ワシントン州の報告書ですが、刑務所の中での性犯罪者のためのプログラムは、認知行動療法が15%近

く、低リスク者の保護観察の認知行動療法が31%近く下げている。日本の刑務所は約7%で、保護観察が14、15%で、半分程度しかというか、半分程度は下げている。まだまだ下げられるところだと思います。

もう一つ、先ほどの中間処遇ですが、監視志向の集中的監視とか成人のブーツキャンプとか電子監視と呼ばれる、言わば、厳罰化と呼ばれ得る方策はどれも全然下げている。ただし、集中的監視と処遇とを組み合わせると21.9%下げているという数字がはっきりと出ています。今、日本で大阪府が始めたのは、監視とともに処遇をしようという、この流れを踏襲してやっているものだと思います。

まとめると、厳罰やただの監視は再犯率を低下させていないということははっきりしているが、効果検証をした教育プログラムを受講して、それから刑務所から社会に戻るときに、COSAのように支援と監視とを組み合わせると、再犯率を低下させることが実際にできているということをお伝えしたかったのです。

日本ではまだ再犯データが研究者などに公開されていないのですが、カナダは研究者が再犯データを分析して、プログラムの改善などをしていて、その辺りが日本でもできればいいなと思っています。

続いて、犯罪離脱の研究ですけれども、以前は、なぜ犯罪をするのかという原因論が盛んに行われていたのですが、最近では、何である人たちは犯罪をやめていくのか、別の人たちはやめないのかという離脱というものの研究が盛んになってきています。

スライドの9ページは、Laubと Sampsonという方々の研究なのですが、この高率の常習的犯罪者は、これは性犯罪だけではないのですが、全体のわずか3.2%で、早い時期に犯罪を始めて、30代、40代でピークになって、それでも50代、60代になるとやめていく。逆に、典型的離脱者は、中学生の頃に非行をして、でも、二十歳を超えたらもうやめていく。いろいろなやめ方のパターンはありますが、実は再犯した者ばかりが目立つのですが、犯罪をやめている人も実はたくさんいるのだということがはっきりしてきました。

どういう人が犯罪をやめるかという、まず、Laubと Sampsonの考え方では、転機があると。犯罪経歴を中断させて人生を考え直すほかの要因、結婚とか、良い仕事というのが大事であると。

もう一つ強調しているのが社会的絆で、絆の数が多ければ多いほど離脱が生じやすくなる。家族だけではなく、友人や雇用、地域の様々なつながりとかが多ければ多いほど離脱が生じやすくなるということ言われるようになってきています。

Laubと Sampsonは外的な要因に注目したのですが、Marunaという研究者は、内的な要因に注目しています。ずっと犯罪をしている人と、2、3年犯罪をしていない人たちにインタビューをして比較をしています。ずっと犯罪をしている人たちは、「非難の脚本」と名付けられた、自分を無力な社会の犠牲者とみなして、あいつがこうだったから、自分はこうなったとか、人のせいばかりすることをずっと続けている。一方、離脱した人たちは、「回復の脚本」と名付けられている、楽観的で、自分は自分でやれる、そしてこのやれたことの恩返しを後の世代にお返ししたい、社会に役立つ人になりたいというような回復の脚本を持っていて、人間としての主体性こそ離脱への鍵であるというふうにMarunaは考えています。「～だから、こうなった」という話から、「～だから

こそ、こうなれた」という話への変化で、自助グループなどで、自分の話を繰り返して、新たな自己と物語を獲得していくということが離脱には非常に重要だという知見です。

これらについて、犯罪をやめていくには四つの段階があるだろうと、Wardらはまとめています。

まず、決意の段階。何かきっかけとなって、このまま犯罪者でいていいのか、もっと意味のある生き方があるのではないかと思う。この思いは、サポートやチャンスがあるかないかといったほかの条件で強まったり弱まったりするのですが、ここを決意させることができるかどうか。それから、刑務所の中などでは、必要な教育プログラムや、足りない所、あるいは強い所を伸ばすリハビリテーションのプログラムをすること、そして大事なのが、刑務所の中から外に出たとき、出所から始まる長く続く過程で、この最初の1、2年の間に再犯をする人はほとんどするので、先ほどのCOSAのように、ここをどうやって再犯を防ぐかというところがポイントになると言われています。

そして、そのリエントリーの延長として、何年、何十年と努力を継続する必要があるのですが、社会的なつながりの中で信頼関係を体験していくと、元受刑者ではなくて、普通の暮らしになっていく。それは普通の人と同じ、例えば家族を持って仕事をして、毎日の生活をそれなりに充実して生きるというような生き方です。

人との良いつながりと、将来への希望が、犯罪からの継続的離脱と社会との融和の鍵となるという考え方です。

被害者にも様々な方がいらっしゃるのですが、加害者ももちろん様々です。ただ、その中で、比較的普通の御家庭で、「それほど反社会的でない」人たちが起こすとしたらそれは性犯罪だという印象があります。

男性が「性」と「力」を求めることは社会に認められていて、若いときには特に支配-被支配の「性関係」と、安心と喜びをもたらす「性関係」の区別がなかなか難しいという印象を持っています。

これは、特に、現代社会の在り方とか、価値観を強く反映しているように思えます。一定あるいはある意味極端に現代社会に「社会化」され、「競争」や「力」や「知性」への過度のこだわりがあり、逆に「協力」とか「信頼」とか「やすらぎ」という経験が非常に乏しい人たちのような気がします。

自分の「感情」に気づきにくくて、男性としての立たなさ、駄目だという感じが内心には強くて、しかも、もう自分のことでいっぱい幅の狭さというのをよく感じます。

これは、グッドライフ・モデルをつくったWardという研究者の言葉ですが、性犯罪者は「悪」と見られているが、彼らも普通の人と同じ欲求があるだけだと。性的欲求や達成の欲求です。ただ、彼らは社会の中で認められる形で適切にニーズを満たす力というのがないので、それを養成することが性犯罪からの離脱を助けるのだという考え方です。

まとめると、犯罪からの離脱に良いものは、希望と転機、主体性と新たな学び、内的・外的リソースの強化、社会との絆です。

刑務所は、正直に言うと、離脱に良いことのほぼ真逆をやると個人的には考えています。希望を失わせたり、主体性が奪われていく所です。それから、社会との絆も切るという方向性です。でも、一旦は性犯罪行動を外的に制止して転機にさせるということは必要だと思うし、それを転機とさせてどうやって学ばせていくかという辺りに工夫が必要になると

思います。

そのために、刑務所から出て行くときに、特に社会再参加と普通の暮らしを念頭に置いた働きかけが大切で、量刑だけで片付くような問題ではないと考えています。被害者も加害者も希望というのが大事で、それが見える場所に行きたいなと思っています。

最後になりましたが、今は、本検討会第1回会議の資料2「性犯罪の罰則の在り方に関する論点（案）」の第1の1の法定刑の見直しについてだけ話をさせていただきました。

量刑を長くすることには反対です。既にかなり長くなっています。長く刑務所に入れておいても、いずれ出てきます。刑務所に長く入れておくと、社会参加ひいては再犯防止がかえって困難になります。最終的には、再犯防止と老若男女、被害者・加害者を問わず、人々のより良い暮らしが、社会、被害者、加害者の共通の目標であろうと私としては考えています。バランスのとれた社会全体を考えるとということもやはり必要なのではないのでしょうか。

それから、被害者の回復は、加害者の応報とはまた別の次元できちんと対応していく課題ではないかと思っています。

そして、論点（案）の第1の1以外に関しては、ほとんど賛成です。

性を問わないこと。被害に性差はないので、男性の被害も多いし、むしろ被害は複雑です。それから、侵入を伴う性交類似行為を同様の刑にすること。侵入を伴うと境界線の侵害が大きく、回復の困難が大きくなります。

暴行・脅迫の要件の緩和も、大体「おい」という声かけだけで凍り付いて何もできなくなるので必要かなと思います。

それから、同意年齢の引上げも、最低限、義務教育修了後と考えます。

非親告罪のようですが、性犯罪は被害者だけの問題ではないので、これにも私としては賛成です。

公訴時効の停止も、訴えられるようになるまでに非常に時間がかかるので、賛成です。

疑義があるのは、残りの中の1点だけで、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の設定についてです。卑劣な犯罪であることには間違いはないのですが、加害者の犯罪リスク、再犯リスクという点で考えると、被害者と以前から関係がある場合は、多くの場合は、関係性を利用できる社会性が加害者にあって、見知らぬ被害者を襲っている場合よりは低くなっています。そういう複雑な問題を単純に切ってしまうことの怖さがあるので、個々の事件で、その悪質さを判断することで対応することが良いと考えます。

以上です。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○角田委員 先ほど日本の例で、日本はカナダプログラムをモデルにしてやっていて、再犯率もある程度下がっているが、カナダほどではないとおっしゃいましたけれども、その原因というか理由はどういう所にあるのでしょうか。

○藤岡氏 一つは、プログラムは施設全体の処遇とか社会の中にきちんと位置付けられないと効果が十分に上がらないと言われていています。日本の刑務所内のプログラムは、施設全体が、禁止という、関係を切っていくという、結構違う価値観で、そこだけをやっているところが一番大きなネックなのかなと思っています。

- 角田委員** すみません、続けて。日本の場合は多く、法律上もそうなのですが、女性が被害者になりますよね。そうすると、女性に対する加害者の持っているゆがんだ物の見方とかそういうものはどういうふうに影響しているとお考えでしょうか。
- 藤岡氏** 人によって違いますけれども、女の人に対して自分の欲求を押し付けていいというふうにゆがんでいる人もいれば、女性に対して敵意を持っていてゆがんでいる人もいます。ただ、多くの場合は、被害者のことなどをきちんと教えると、こんなに大変な悪影響を与えているとは思わなかったというふうに言います。もちろん心情的な共感にまで至るには本人が育たないとなかなか難しいのですが、少なくとも自分は何も考えていなかったというようなことはほとんどの人が言います。
- 角田委員** ありがとうございます。
- 加藤刑事法制管理官** 本日は御意見ありがとうございました。
お話の中で、研究者に対して、我が国では再犯データが公開されていないというお話がありました。具体的にどういったデータが研究に役立つのかといった辺りを御教示いただければと思います。
- 藤岡氏** やはり再犯データです。今私は一つの刑務所の中でだけ契約をして再犯データを頂いているのですけれども、そうすると、例えば、性犯罪者でどのようなタイプの人か、どのくらいの再犯率があって、この人たちはどのような性格で、どのような所にリスクがあってという分類ができて、そのタイプごとに再犯率を下げるができる。何がリスクなのか分かって、そこに介入することができるので、どのような人が再犯しているか、していないかというデータがあれば、すごく進歩すると思います。
- 加藤刑事法制管理官** 要するに犯罪者のタイプに関するデータということですか。
- 藤岡氏** タイプというより再犯原因となる要因が特定できて、再犯率低下のための工夫ができます。例えばカナダだと、再犯のデータがみんな入って、再犯リスクのアセスメントで何点取ったら5年後で何%再犯といったことも出るので。そうすると、再犯リスクのアセスメントで何点だから、これは慎重にしようとか、いろいろな形で使えると思います。
- 加藤刑事法制管理官** ありがとうございます。
- 山口座長** 藤岡様、どうもありがとうございました。
- 藤岡氏** ありがとうございます。

(藤岡淳子氏 退室)

(亀岡智美氏 入室)

- 山口座長** 3番目の方は、兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長の亀岡智美様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただき、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願いいたしまして、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○亀岡氏 御紹介いただきました兵庫県こころのケアセンターの亀岡と申します。

私は、これまでおおよそ30年間の臨床経験を有する精神科の医師でございます。児童・青年期の精神科領域や、心的外傷関連障害の臨床を専門としております。さらに、現在私が勤務しております兵庫県こころのケアセンターは、心的外傷関連障害の専門の研究機関でありまして、併設の診療所では、心的外傷関連障害の患者さんの専門的な治療を行っております。ですので、本日は、精神科臨床の立場から意見を述べさせていただきます。

あらかじめ頂いておりました、本検討会第1回会議の資料2「性犯罪の罰則の在り方に関する論点（案）」に沿って意見を述べさせていただきます。

まず、構成要件についてですが、一般に非常にショッキングで恐怖を伴うような出来事を体験した方は、心的外傷が生じる可能性があるわけですが、一般的には、その人に備わっている回復力というものがありますので、大体半数以上が専門的な治療を受けずとも自然に回復していくと報告されております。ですが、強姦を始めとする性暴力被害を受けた女性のおよそ半数近くがPTSDを発症するということが判明しております。一方、身体的暴行の被害を受けた女性ですと20%程度、武器による脅しの場合は30%程度のPTSDの発症リスクということですので、性暴力被害を受けた女性のPTSD発症リスクが明らかに高いということが分かります。これは有名な社会学者の調査によるものです。

日頃の臨床場面でも、例えば強盗被害を受けた方の治療を担当することもあるわけですが、強姦の被害を受けた方と比べて症状の軽い、重いということはありませんし、むしろ強姦の被害者の方が恥の感情やスティグマという、自分が汚れてしまったという思いがより強いと思われるようなケースも少なくありません。よって、強姦加害者が刑法上で強盗罪などと同等の処罰を受けるということは極めて妥当なことであると考えております。

それから、先に御紹介いたしました調査によりますと、レイプ被害を受けた男性の場合ですけれども、大体6割強がPTSDを発症すると報告されております。すなわち、実は、男性の被害者の方が、女性の被害者よりもPTSDの発症リスクが高いということです。

私どもの臨床経験を鑑みますと、私どものようなトラウマ専門に治療している診療所でも、男性の性暴力被害者の方の受診というのは非常にまれでございます。私のこれまでの臨床経験の中でも、男性の性暴力被害者の診療経験というのは、子供から大人まで合わせてもほんの数件しかございません。さらに、男性の性暴力被害者というのは、治療の途中で脱落してしまうことも少なくなかったように思います。少ない臨床経験における印象ではありますが、一般的に男性の方が女性よりも被害を訴えにくい傾向があるかもしれませんし、それから、恥の感情や、先ほど申し上げましたスティグマといったようなものに向き合うことが、男性の方がより困難なのかもしれないと推察いたします。このように、臨床的には男性被害者の方が、被害を開示しにくく、治療を求めるのが困難であるという印象があるだけに、男性の被害者にも適切な治療を提供するような枠組みが必要であると考えています。よって、刑法上でも、強姦罪の主体における性差をなくしていくことは当然必要だろうと思います。

それから、性交類似行為に関する構成要件関連ですけれども、アメリカ精神医学会の診断基準では、PTSDの発症原因の一つとして性的暴行が明記されています。子供の場合は、身体暴力やけがを伴わないような性的な体験や、年齢不相応で発達的に不適切な性的体験

も性的暴力とみなすという注意書きがわざわざ付けられております。臨床経験でも、例えば小学生の女の子が、軽微なわいせつ行為で非常に重症のPTSDを発症したケースも経験しております。特に子供の場合は、強姦ではなくわいせつ被害であるから症状が軽いというふうに一概には言えないようなケースも少なからず経験しております。

例えば、子供が著しく違和感や恐怖を覚えるような状況で被害を受けた場合や、子供が罪障感を抱きやすいような被害などで症状が重篤化する場合も経験しております。すなわち、精神科臨床場面では、わいせつ行為も含めて性交類似行為が重篤な症状を引き起こすケースもまれではありません。ですので、刑法上においてもわいせつ行為や性交類似行為が強姦被害と比べて余りにも格差があるというのは少し違和感がございます。

それから、その他の項目関連ですが、先生方も御存じのとおり、「男女間における暴力に関する調査」を引用させていただきますと、異性から無理矢理に性交されたという女性のうち、よく知っている人や顔見知り程度の知り合いが加害者であったというケースが約8割に上っています。それから、被害時期が19歳までだったと回答した女性が4割弱となっています。知り合いから性暴力を受ける場合には、あからさまな暴行や脅迫が用いられないケースが少なくありません。例えば、最初はふだんのありふれた会話や、ちょっとした関わりから始まって、いつの間にか性暴力が行われているというような場合もございます。言わば性暴力が日常生活と地続きの状態で行われているということで、こういう場合は、被害者のほとんどは抵抗することが困難になってきます。

それから、力の不均衡を利用した性的暴行というものもございます。例えば、親子関係で行われる場合、クラブのコーチや教師が生徒に性暴力をしてしまう場合などです。このような場合も、被害者は拒絶したり抵抗したりすることが非常に難しいので、被害が慢性反復的に続いてしまう場合がよくあります。

さらに、知り合いからの性暴力や力の不均衡に乗じて行われる性暴力の場合、一見あからさまな脅迫がないように思える場合でも、被害者の話によると、巧妙な形の脅迫がある場合が多いと思われれます。例えば、「誰にも内緒にしておいたらまた遊んであげる」と、まるで性暴力が遊びであるかのようにカモフラージュするとか、「誰かに言ってもどうせ信じてもらえないよ、君が嘘つきだと思われるよ」というような形で口封じをするとか、「将来困らないように教えてあげている」というふうに本人に恩を着せてみたり、あるいは、「してほしそうにしていたからしてやった」というふうに無理矢理共犯関係に持ち込むというような場合も、一般的な手口として見られるようです。こういったことがなされますと、例えば、子供が13歳以上の中学生年齢であっても、拒絶したり、ノーを言ったりということが非常に難しく、一見同意しているように見えたり、それからまた、子供の方から加害者の所に遊びに行ったりというようなことも見られています。さらに、こういうふうな形で一旦巧妙な脅迫によって抵抗せずに性暴力被害を受けてしまった場合、被害者はより一層自責感や罪障感、恥の感情、スティグマといったものを強める場合があります。と言いますのも、その行為の隠蔽、隠匿に自分自身も加担してしまったというような罪障感や、一旦秘密を持ってしまったのだから、今更打ち明けてももう誰にも信じてもらえないというようなあきらめ、自分も悪いことをしたのだからもう真っ当に生きていけないという自尊感情の低下が本人を苦しめ、更に誰にも相談できないような状況で性暴力被害が繰り返されるといような場合もあるようです。このように、暴行や脅迫を伴わない

性暴力被害による影響は、精神科臨床的に見ても小さくないですし、力関係を利用した性暴力は慢性化しやすいという点からも、被害者のその後の人生に影響を及ぼしてしまいます。よって、身体的暴力や脅迫のない性暴力、力関係を利用した性暴力も相応の処罰を受けて当然ではないかと思えます。

また、13歳以上の子供でも、恐怖や巧妙な脅迫のために明確に抵抗したり拒絶したりすることが困難な場合がありますので、一見同意しているように見える場合があるということにも留意しておく必要があるかと思えます。

それから、親告罪か非親告罪かということについてですが、性犯罪の被害者は、大なり小なり内的な混乱状態に陥るわけです。また自責感や恥の感情が強く生じるために、そのことが障害になって告訴することが困難な場合も少なくありません。

ですが、日頃臨床で被害者の方と接しておりますと、大抵の被害者の方は加害者を何らかの方法で処罰してほしいとか、加害者から相応の謝罪をしてもらいたいと望んでいるようです。ですから、たとえ自分が申告しなくても、社会が性暴力を許さずに適切に処罰がなされるのだというような体制が整うことは、被害者に大きな勇気を与える可能性が高いと思えます。ただし、被害者が司法に関わることで、加害者にまつわるいろいろな情報に接することになり、それが刺激になって症状が悪化する可能性があります。また、裁判への関与が必要になると、それが大きな心理的負担になる場合もあるというふうに思われますので、仮に親告罪の規定を廃止するというようなことがありましても、被害者の意向や状態が司法のあらゆる段階で最大限に配慮されるべきであると思えます。

最後に、公訴時効の件ですけれども、この点に関しましては、例えば、被害者が年少者であって、性暴力犯罪の実態が第三者に明らかになっていないような事案を考慮する必要があるかと思えます。例えば、家庭内の性的虐待などの場合で、被害者が年少者で、遊びの延長で性暴力が行われたような場合、ほとんど被害者は、子供期には自分がどういう目に遭ったのか、その行為は一体どういう行為だったのかということがほとんど分かっていないというような場合が多いようです。被害者が成長とともに青年期を迎え、通常の性的な関係、健康な性的な関係に触れるような時期になって初めて、自分が小さいときに受けていたことの意味と、それからそれに対する傷付きをはっきりと自覚するというような場合もあるように思えます。このような場合は、被害から長期間の後に司法に訴えたいというようなことがあるかもしれませんので、そういう人たちのために司法への扉が開かれているということは、意味があると思えます。

以上です。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方はよろしくお願いたします。

○田中委員 確認と質問なのですが、親告罪か非親告罪かということですが、先生は、非親告罪化したほうがよいというお考えというわけではないのですか。

○亀岡氏 それはケース・バイ・ケースであると思っております。先ほど言いましたように、被害者のほとんどは処罰を望んでおられますし、それがなされないことによって二次的な傷付きを体験する人も多いので、社会が裁くということがある方がいいとは思っています。しかし、司法手続が、乱暴に被害者の意向を無視した形でどんどん第三者の手で進められることが、被害者の心理的な傷付きになる場合もあるかもしれませんので、そのデリケー

トな部分への配慮は最大限必要になると思っております。

○田中委員 要するに、被害者の意向を無視して、非親告罪だから法廷に引っ張り出したりそういうことは良くないというようなお考えということによろしいでしょうか。

○亀岡氏 はい。

○角田委員 今回の御質問に関連してなのですけれども、被害者の状態によってとおっしゃいましたが、加害者に関するいろいろな情報に接するし、自分も具体的にコミットしていくこととなりますよね。そうすると確かに大きな負担になると思うのですけれども、その負担を軽減するために、例えば、先生のような精神科医であるとかカウンセラーの方とかが何か支援をするということがあれば、その負担というのは変わってくるというふうに期待してよろしいのでしょうか。

○亀岡氏 もちろん被害者へのサポートは重要だと思いますが、サポートがあれば被害者の心理的負担がなくなるというわけではありません。ですので、現実的には、臨床上、司法に関わることが望ましくないような状態でも、最大限被害者の意向を尊重し、できるだけ被害者への心理的負担を軽減するようにサポートしていくということになります。

○角田委員 そういう場合に、公的なサポートがあれば、被害者の方もそのサポートを利用しやすいということになりますよね。自費で治療費のようなものを負担しなければいけないということになると、更なる負担ということになるわけですね。ありがとうございました。

○佐伯委員 未成年者の地位関係利用型の問題というのを御指摘いただいたのですけれども、そういう地位関係利用のない場合について、今よりも年齢を引き上げるべきであるという状況というのは、精神科医のお立場から見られて、あるというふうにお考えでしょうか。今よりも、暴行・脅迫の必要のない強姦になるような年齢を引き上げるべきだというお考えがあるかどうか、できるかどうかはともかく、そういう医師の立場から御覧になってそういう必要性をお感じになっていらっしゃるかどうかということです。

○亀岡氏 はい。あからさまな暴力や威迫がなくても、突然の被害の場面に遭遇して、体がこわばってしまったり言いなりになってしまうということも結構多いので、13歳での線引きを再検討する必要はあると思います。

○佐伯委員 ありがとうございます。

○山口座長 時間がまいりましたので、これで終了とさせていただきます。

亀岡様、どうもありがとうございました。

(亀岡智美氏 退室)

(小林美佳氏 入室)

○山口座長 4番目の方は、「性犯罪被害にあうということ」などの著者の小林美佳様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願いいたしまして、その後、委員の方から質問があ

れば5分程度御質問させていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林氏 今日はこの席に呼んでいただきありがとうございます。

私は、14年前に車に乗った男性2人に道を聞かれ、道を教えようと近づいたところ、車に引き込まれ強姦をされた性犯罪の被害当事者です。犯人は捕まらず、事件から7年後に被疑者不詳の不起訴の通知というのを受け取りました。というだけの被害当事者なのですが、ほかの性犯罪や性暴力の被害当事者と比べて特殊というか、私は機会や環境に恵まれたと自分では思っています。被害を公表して本を出させてもらって、そのことによって、今では7,000人を超える被害当事者と出会い、ほかにも支援者や専門家の方々と出会うことができ、事件当時は知らなかったことを今ではいろいろと知ることができるようになりました。このような所に呼んでいただいたのも、その一つだと思っています。

私が伝えられること、言いたいことというのは何だろうと、この数日間考えました。専門家の皆さんを目の前にして何が言えるのだろうと思ったのですが、私にできること、それは多分、当事者として思うこと、出会った当事者たちが私に伝えてくれた思いや経験、感じたことを皆さんに知ってもらうことだと思ったので、今日は率直な意見というか、専門家の皆さんから聞くと、分かってないなと思われることもたくさんあるかと思いますが、当事者たちの意見、そして私個人の意見も述べさせていただければと思います。

最初に、一当事者、性犯罪の被害当事者として、私の事件から私個人が感じた今回の検討の内容に対する意見を少しお話しさせてください。

まずは、法定刑の見直しについてですが、私は事件から14年以上経った今でも、犯人の顔や声や臭いを覚えているのですが、思い出すこと自体がものすごく苦痛です。それから、許そうと思ったことも一度もありません。許さなければいけないのだろうかと思ひ続けた後に、許さなくていいことに今では決めています。適正化という言葉も出たりしていますが、法定刑を引き上げることが適正化なのか、厳罰化なのかというのは私には分かりませんが、私が犯人を許せないと思っている以上、何年でも犯人には刑を科してほしいという気持ちはあります。罰するというよりは、人の心身を踏みにじり、傷付けた行為をしたということを、その犯人にはしっかりと認識をしてほしいと思っているので、法定刑が重くなること、引き上げることについては必然だと感じています。

それから、暴行・脅迫の要件についてですが、私の事件の犯人は、私にカッターナイフを突き付けました。だから、私の事件は、暴行は分かりませんが、恐らく脅迫の要件というのを満たしているのだと思います。でも、私はカッターの刃を突き付けられる前から、車に引き込まれた時点で死の恐怖というのを感じていました。殴られたり脅かされたりしていなくても、抵抗することもできなかったですし、大声を出すこともできませんでした。暴行とか脅迫ということの表現の捉え方が私はそのときから大きく変わったと思っています。目の前に体の大きな人が立ちまわったり、ただ腕を振り上げたりしただけでも、私の体は多分硬直します。ときには、目が合っただけでも、大きな声を聞いただけでも、そういう症状が出るかもしれません。それから、性に関わる場面においては、特有の脅迫の状態があるのではないかと私は感じています。そのように、事件に遭う前と、事件に遭ったからの私では、脅迫と感ずる度合いは大きく変わりました。事件に遭う前の私がそうであったように、犯罪は他人ごとだと思って暮らしている人が想定する暴行・脅迫というも

のと、被害者が感じたそれにはとても大きな差があるということを知りました。平穏に暮らしている人たちが想定したり断定したりしてはいけないことだと思っています。なので、犯罪になり得る暴行・脅迫の定義を緩和するか、若しくは社会の人たちや法に関わる人たちが、被害者がどの程度の言動で恐怖を感じて抵抗ができなくなるのか、また、その瞬間に自分の命を守るために抵抗しないという選択をした行動がどんな状態であるのかを知るべきだと思います。

親告罪についてですが、私の事件の犯人は捕まっています。今もし犯人が捕まったとして、もう時効も迎えていますし、事実上捜査も終わっているので何もできないことは承知していますが、犯人が捕まったとしたら、今の知識をもって、今の環境であったとしても、私は告訴を取り下げます。裁判とか加害者に向き合う時間、加害者のことを考えることに時間や気持ちを使いたくありません。そうだとすると、私にとっては強姦罪は親告罪のままであってくれないと、告訴を取り下げるという行為ができないので、非親告罪にはしないでほしいと思っています。ただ、論点とはずれるのかもしれませんが、非親告罪にするに当たり、それ相応の被害者のプライバシーや生活が守られる仕組みや、私の安全が完全に確保されるという状態ができているのであれば、告訴を取り下げないということも考えられるのではないかと考えてはいますが、現在の心境としては告訴しないという選択肢を残しておいてほしいので、親告罪である状態を望みます。

ほかの論点については、私の事件は余り関係ないというところとちょっと言葉が荒いですが、要件を満たしているようなので、以上の親告罪と暴行・脅迫と法定刑の引上げというのが私の個人の感想というか意見、要望です。

ここからは、7,000人を超えるたくさんの当事者たちの声を聞いて皆さんにお伝えすること、考えたことです。この検討会が開かれるというニュースの後、私は新聞社の取材を受けました。その記事が世の中に出ると、たくさんの当事者たちからメールが届きました。「この件まだ続いていたんだね、法務大臣が代わったから流れたのかと思った」というような歓迎ムードの高いメールが多かったように思います。ただ、そのメールの内容は、「これで世の中が性犯罪の重大さを知ってくれる」とか、「やっと社会が性犯罪の被害の重さに関心を示してくれた、分かってくれようとした」という期待にあふれた声がほとんどでした。でも、具体的に自分たちが経験した困難とか、自分たちが感じている窮屈さや圧迫感の原因が、どの論点が改善されることによって楽になるのか、それを分かっていたり、考えた専門家の意見を聞いた当事者はいなかったように思います。そして、連絡をくれた当事者たちは、このニュースのトピックを見て、この検討会とともに、当然に被害者に対する支援体制の充実もされるのだろうと捉えていることが分かりました。当事者は各論に興味を持っていないということと、そこまで知識を補えるような状態、環境にある被害者というのはとても少ないのだということがよく分かりました。

少し具体的な話をしますが、私に届いたメールや、会ってやり取りをしている当事者たちの声を紹介すると、法定刑や暴行・脅迫要件に関する例では、「裁判をやってもたったの3年で犯人が刑務所から出てきてしまうことになった。これからの生活が怖いです」とか、「頑張ったのに執行猶予が付いてしまって、結局は外にいるんです」という声とか、「僕は男だから、強姦罪にもならないし、強制わいせつ止まりなんだ」という男の子とか、「私は手で性器を触らされたただけだから自分に同意があったんじゃないか」とか、大した

ことがないとか、あとは口の中に性器を入れられただけだからというような人もいます。ほかには、これは多分、暴行・脅迫がなかったということを誰かに言われてしまったのだと思いますが、「何人かの男性に取り囲まれて固まってしまい、何も抵抗できなかった。だけど、言葉で脅かされたわけではないって、それを一生懸命人に相談したら、それは脅かされたわけではないと言われてしまったし、それは同意ですというふうに言われた」という被害者がいます。「お母さんとセックスしている、性交しているということを恥ずかしくて誰にも言えません」という中学生の男の子だったり。これは多分、地位とか関係性の問題で少し緩和が必要で、特別な記載が必要かどうかの検討ということにつながると思います。ほかにも、「小学生のときに付き合っていた大学生の彼に無理矢理されて体中が痛かったけど、怖かったとか、嫌だとか誰にも言うことができなかった」という女の子もいました。これは性交同意年齢という問題に関連すると思います。あとは、事件後、裁判をこなした女の子で、「自分の事件で、加害者にはほかにもたくさんの被害者がいたのに、私しか訴えなかったせいで刑が軽くなってしまった。ほかの被害者が言えないのも分かるから、仕方がない。だけど、私だけが逆恨みされそうで怖い」と嘆いていた子もいました。これは親告罪に関係する例だと思います。あとは、「自分が幼いときに家に遊びに来ていた親戚のおじさんが私にしていたことが性暴力であることを30年経ってやっと気がつきました。でも、もう何も手の施しようがありません」というような時効に関する感想も送られてきたりしました。

こういう声を聞いていると、今皆さんが検討してくださっている事項全てに変化をもたらしてほしいと私は願う一方です。親告罪に関しても、私は親告罪のままであってほしいと思ったけれど、先ほど言ったような、ほかにも被害者がいるのに自分のことしか罰してもらえなかったから刑が軽かったというような話を聞くと、やはり非親告罪化の検討も必要だと思います。

すごく大ざっぱで投げやりに聞こえるかもしれませんが、せっかくこれほどたくさんの論点を専門家の方々が、現行ではこういう問題点があるから、ここを議論するべきだと挙げてくださったのであれば、検討した以上、検討の全項目の変化と成果を私は望んでいます。問題点を改善する、そしてその成果を世の中に発表して、私がやり取りをしている性犯罪、性暴力の被害者たちが喜んだり、嘆いたりもするかもしれませんが、意見を言える、意見を集める、自分はどうだ、こうではないと言えるきっかけになるような改正、改善がされることを望んでいます。

以上です。

○山口座長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問のある方よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

○角田委員 確認させてほしいのですが、暴行・脅迫の要件については、条文として暴行・脅迫ということになっているのですが、実際には暴力的なことは何もされなくても、前に立ちはだかったとか、例えば、「おい」とか知らない人から声をかけられた、そういうことが全て、される側にとっては非常に大きな恐怖を呼び起こすことだと、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○小林氏 はい、すごく小さなことに思えるかもしれませんが、本当に大きな男性、被害者を女性と限定してしまうのは良くありませんが、自分より体の大きな人に肩を叩かれたり、

前に立たれたり、後ろを歩かされただけでも萎縮してしまったという経験を持っている当事者たちがたくさんいて、私もいまだにそうですが、大きい声で「わっ」と言われるだけで何も身動きがとれなくなるので、今角田先生がおっしゃったとおりです。

○角田委員 ありがとうございます。

○山口座長 私から一つ確認させていただきたいと思うのですが、先ほど親告罪の非親告罪化の問題につきましては、御自身としては、親告罪であってほしいと思うけれども、ほかの被害者の方々のことを考えると、いろいろな体制を整えた上で非親告罪化というのもあってよしいと、そういう御趣旨でしょうか。

○小林氏 はい、私もその非親告罪と親告罪でどれぐらいの差があるのだろうというのをすぐに想像ができなかったのですが、例えば、顔見知りからの被害のときに「君が届けると、相手が罪人になってしまうんだよ」とか、「本当に頑張れる？今なら訴えを取り消せるんだよ」とか、「これから大変だよ」というようなことを言われて、その選択を迫られて窮屈だったとか、その言葉によって傷付いてしまったという被害当事者たちの話を聞いて、これは親告罪であるからこの選択の負担が被害者にいくのだろうなというのを感じて、そういう負担があるなら親告罪だと困るよねと思ったことも幾つかありました。法律の専門家の先生方に聞くと、運用はそんなに変わらないとか、余り被害者に影響は出ないとのことなので、現場でかける言葉の一つ一つがもし変わってくるのであれば、親告罪でない方がいいなという考えもあります。

○北川委員 今日はありがとうございました。

最初の方のお話で法定刑のお話が出ましたので確認をさせていただきたいのですが、法定刑のお話のときにお伺いした感じであれば、重さよりも、思いを認識してほしいので、今もし犯人が見つかって時効にかかっていなければ裁判してほしいと、こういう思いがあるということでも理解してよろしいでしょうか。あるいは重さにも関係するのでしょうか、お伺いさせてください。

○小林氏 それは私も自分で話していてちょっと矛盾していると思ったのですが、私自身は犯人に刑に服してほしいとか、犯人を罰してほしいという感情は余りなくて、ただ、犯人側の捉え方として、自分がしたことはどれだけの罪が与えられてしかるべきことなのだというのを知ってほしいという意味です。

○北川委員 ありがとうございます。

○山口座長 ほかによろしいでしょうか。

そろそろ時間でございますので、これで終了とさせていただきます。

小林様、どうもありがとうございました。

○小林氏 ありがとうございます。

(小林美佳氏 退室)

(周藤由美子氏、戒能民江氏 入室)

○山口座長 5番目の方は、性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表の周藤由美子様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この

問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いいたしておりますとおり、15分でお話をお願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○周藤氏 よろしくお願ひします。

性暴力禁止法をつくろうネットワークの共同代表の周藤由美子です。

性暴力禁止法をつくろうネットワークは、被害者、支援者、弁護士、研究者など様々な立場から性暴力に関する包括的な法整備を求めて活動している全国組織です。

私たちは、2008年の設立以来、刑法の強姦罪の幅広い見直しを要望してまいりました。今回の検討会では、法定刑の引上げにとどまらず、暴行・脅迫要件も含めて多くの論点について議論されるということで、非常に期待をしております。また、このようなヒアリングが実施されまして、現場の被害実態を反映させていただけるということにも深く感謝をしております。

私は、フェミニストカウンセラーとして被害者のカウンセリングを20年近く行ってきておりまして、性暴力裁判で被害者の心理状態や対処行動について裁判所に対して説明をする意見書を提出するなどの活動もしてきました。本日は、そういう私自身の支援活動の経験も含め意見を述べさせていただきたいと思っております。

本日は、特に資料の第1の4の暴行・脅迫要件以下の論点に絞ってお話をさせていただきますが、その前に申し上げたいのは、性暴力被害は、被害者にとって、「それまでの自分は死んでしまった」、その後の長く続く後遺症によって、「あのとき本当に死んでいればよかった」というふうにおっしゃる、そういう文字どおり「魂の殺人」と言われるような犯罪だということです。そういう意味で、強姦罪を強盗罪と同等若しくはそれ以上の法定刑に引き上げることは、被害者にしても、支援者にとっても、ごく当然のことです。よく報道では、「厳罰化」というような表現をされていますけれども、厳罰というよりは、当然のことなのではないかと思っております。

そして、法定刑の引上げということが特に前面に出てはいるわけですが、刑法の強姦罪について、その手前、入口の所で、強姦された被害者が警察に訴えても起訴されず、また裁判になっても無罪判決が出されてしまうことも少なくない。その現状を何とかする必要があると考えております。

強姦罪が成立するための暴行・脅迫の程度が、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度とされている。そのために、被害者がどれだけ抵抗したかが問題とされ、激しい抵抗がなければ、同意がなくても強姦ではないということになってしまう。そのことが問題であると考えています。強姦の現実というのは、被害者が被害に遭ったときに、はっきりと分かる形で抵抗できないということが多いからです。そのために加害者の処罰を求めて被害者の方が告訴したとしても、被害届すら受け付けてもらえず、起訴されず裁判にもならない。せつかく苦痛を伴う裁判を闘ったとしても無罪判決を出されてしまうということも起こっています。そういうふうになりますと、被害者にとって、「あなたは被害者ではない」、「あなたの言うことは信じられない」と公に宣言されたようなものなのですね。その打撃

は非常に大きく、被害の後遺症からの回復に著しく影響して回復が困難になってしまいます。また、悪質な加害者が無罪放免され野放しになってしまいますし、御存じと思いますが、加害行為を繰り返す常習的な加害者が多いわけですから、そういう危険性も増えてしまいます。

強姦の被害に遭ったときに、被害者が抵抗できないのには、様々な理由があります。被害者は、被害に遭うことを予測はしていません。これから何が起こるのか、それを知っているのは加害者だけです。突然襲われて、ショックで頭が真っ白になって、「のども張り付いて声も出なかった。体もこわばって動かなかった」、そういうふうにおっしゃる被害者は非常に多いです。襲われたときに、「殺される」と思ったと、被害者の方は、ほとんどそういうふうにおっしゃいます。生き延びるために犯人に従うしかないと覚悟を決める被害者や、逆らえば相手を刺激して暴力が激しくなることが予測されたり、体格差もあって抵抗を諦めるという被害者も多いです。加害者が複数であった場合に、抵抗して何とかなると思えるのでしょうか。ある集団強姦の被害に遭った少女は、部屋に入って何か会話をしたわけではなく、何の前触れもなく突如後ろから羽交い締めにされて、前からは服を脱がされて、もうどうしようもなかったというふうなこともおっしゃいました。ある被害者は、そういう抵抗についていろいろ質問されたことについて、「自分が死んでいたら被害者として認められたんですね。死ぬまで抵抗しないと被害者として認めてもらえないんですか」というふうに訴えられました。今でもその言葉は忘れることができません。

襲われたときに被害者が抵抗できないということについては、トラウマ研究の分野でも非常に合理的な説明がされています。精神科医の宮地尚子さんの「トラウマ」という岩波新書は非常に分かりやすく解説もされています。襲われたときに「闘争か逃走か」、つまり、闘うか逃げるかという反応が一般的とこれまで言われていたのだけれども、決してそうではない。フリーズしてしまう、体が凍り付いて動けなくなるというのは、ある意味、防衛反応でもあるのだというような説明もされています。

調査研究でも、内山絢子さんの警察が認知した被害者と加害者を対象にした研究ですとか、アメリカの調査でも、「何もできなかった」という被害者が少なくないという結果も出ております。

生命の危機といった状況で、身がすくんだり固まったりするのがむしろ自然であるのに、抵抗するものだという前提で判断されるということが、現実とは違うということが言えます。

また、加害者も、抵抗できそうにない被害者を狙って犯行に及んでいるという実態もあります。内山絢子さんの同じ調査の中で、加害者に対して「被害者に目をつけた理由」を質問しているのですけれども、「おとなしそうに見えた」というのが37.4%で一番多かったのです。被害者が抵抗できなければ強姦罪が適用されない。そうすると、加害者は抵抗できそうにない被害者を狙う。抵抗できない状況を作っていけば罪に問われないということを加害者の方が知っているわけなのです。そのような悪質な加害者が野放しにされてしまうという、これが現在の刑法の強姦罪の規定の限界ではないかと考えております。

そして、性暴力の現実、実態ということでは、圧倒的に顔見知りからの被害が多いのです。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」でも、異性から無理矢理性交された経験のある女性のうち、8割近くが面識のある加害者から被害に遭っています。実際に私が相談

を受けているケースも、ほとんどが顔見知りからの被害です。それがリアルなレイプの実態なわけですね。顔見知りから被害に遭った場合には、抵抗が難しくなります。顔見知りの最たるものが配偶者ですね。配偶者からの強姦ということについては、配偶者から性的強要の被害に遭ったと答えているのは女性の14.1%に上ります。配偶者からの強姦によって望まない妊娠や人工妊娠中絶を繰り返さざるを得ない被害者は数多くいます。そういう相談もたくさん聞いております。現在の刑法強姦罪では、配偶者を免責するという条項はないわけなのですが、特に免責しないという条項を加えることを提案したいと思いません。

職場の上司や大学の指導教員、小中高の教師、スポーツの指導者など、そういう顔見知りからの被害、そういう関係性がある中での被害は、抵抗したり逃げたりできないということは、本日配布させていただきました資料の中にも書いてあるところです。

そういうもともとの力関係がある所で被害に遭ってしまいますと、被害が1回で終わらない、何回も、何年間も継続してしまう。そういう中で、一回一回の被害の際に、加害者は特に暴行・脅迫を加える必要はありません。ですから、現在はそういう継続した被害に対しては、合意があるとして強姦罪が適用されにくいという現実があるのですけれども、本来は、むしろそれにきちんと強姦罪が適用され、加重処罰される必要があると考えております。

また、暴行・脅迫要件につきましては、同意を要件にする、特に、その同意について加害者が明示的に証明しなければならないとするのが理想だと思いますが、先ほど来述べていますように、不意打ちや暴力への恐怖、拘禁、心理的抑圧、又は権力の濫用などといった強制的な状況が作られる。そういう「強制的な状況に乗じて」というような形の暴行・脅迫要件の緩和というのが是非必要ではないかと考えております。

次に、第1の5の地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設については、指導的立場にある者、保護する責任のある者について、別類型として加重処罰が必要であると考えております。また、近親者による加害行為について、別途重い犯罪類型を設けるべきです。

先ほども述べましたけれども、このような地位・関係性がある場合には、加害者は暴行・脅迫を加えなくても思いどおりに言うことを聞かせることができるわけですから、「暴行又は脅迫」がなくても犯罪が成立するとすべきです。

地位・関係性を利用した場合には、被害者は同意の意思を表明してしまっている場合もあります。ただ、それはそうしなければ、そこにいられない状況があるわけですから、仮に同意の意思表示があったとしても、それは犯罪の成否には関わらないとすべきと考えております。

次に、いわゆる性交同意年齢の引上げについてですけれども、年齢について15歳と提案しておりますけれども、これは中学生が被害に遭ってしまうケースでは、中学生に対して、成人と同じように、きちんと抵抗していなかったから強姦ではないと言うのは、それは余りにもひどいのではないかと考えます。これから何が起こるのか、その行為について、その結果についても十分理解して引き受けることができる状況になるまでは、法律として保護をする。ですから、「性交同意保護年齢」というような言葉、考え方にしていきたいと思えます。

第2の性犯罪を非親告罪とするということにつきましては、非親告罪化すべきであるとは考えております。非親告罪化に当たっては、加害者を罰してほしいという被害者の意思は十分尊重していただきたいのですけれども、被害者の状況によっては、今はそっとしておいてほしいとか、裁判に関わることによって、例えば勉強ですとか仕事などにも影響を受けてしまうから、関わりたくないと思うこともある。そういう裁判を選ばない被害者の意思も尊重していただきたい。また、被害者のプライバシーの保護、私生活の平穩の保護を十分に講じていただきたいと思います。

また、第3の性犯罪に関する公訴時効については、撤廃、もしくは被害者が成人するまでは停止すべきであると考えます。

最後に、顔見知りからの被害ですとか、抵抗できない被害者、継続する被害など、実際に数も多く被害自体も深刻であるにもかかわらず、今の刑法規定では十分に裁かれず、被害者の権利回復が実現されない。そして、結果として悪質な犯罪が野放しにされている現実に対して実効性のある見直しを是非お願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○齋藤委員 2点お伺いしたいのですけれども、配偶者に関して特別に条項を設けるという点について、例えば、デートレイプであるとかということもあるとは思いますが、それは配偶者が一番認識されにくいから特にということになるのでしょうか。

○周藤氏 そうですね、先ほど申しましたように、配偶者からの強姦というのが非常に数としては多いのですけれども、配偶者の場合、性交に応じるのが夫婦の間の義務であるというようなことで、相当ひどい性暴力があったとしても、それが犯罪として認識されないという問題があるわけですね。これまでは、明らかに婚姻関係が破綻してしまっていて集団強姦が行われた事件で有罪となったというのが数少ない判例であると聞いていますが、そういう特別なものはさすがにひどいです。でも、日常的に夫婦の婚姻生活が全く破綻しているとまではいかない中で、夫一人から被害に遭ったという場合に、警察に訴えて、刑法の強姦罪として立件することにはならない。でも、なぜ夫だったらそういう強姦をしてもいいのか、妻にとって性的自由、性的自己決定権を侵害されている、重要な人権侵害をされているのに、日本の社会全体が犯罪として認識していないということ自体の問題が非常にあります。刑法の強姦罪において特に配偶者を排除していない、対象に含めていないわけではないということをあえて言っていたかないと犯罪として認識されないのだということを特に言いたいと思っています。

○齋藤委員 ありがとうございます。

もう1点よろしいでしょうか。性交同意年齢に関して、先ほど中学生というお話があったと思うのですが、例えば未成年全体ではなくて中学生と中学生以上で何か先生の受ける印象であるとか、性交同意年齢に関わる点でお考えのことというのはございますでしょうか。例えば16歳とか17歳ぐらいのことなのですか。

○周藤氏 そうですね、ただ本当に個人差があるわけですね。ですから、いろいろ経験ですとか知識という面で、14歳の子と16歳の子でどちらがどうかというのは、そこは個別性が随分あると思うのですけれども、裁判例で、15歳など中学生なのに十分な抵抗を示

していないということで無罪判決になっているところを見ますと、やはり中学生は保護すべきではないかと特に思ってしまうというところで、それでは高校生だったらいいのかということでは決してないということです。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○宮田委員 裁判所に先生から意見書を提出するなどされているということですが、それは先ほど先生が述べられた抗拒不能の関係などでの御意見を述べられたのか、また述べられたとすれば、裁判所なり当事者の受け止められ方はどうだったのかなということをお伺いしたいです。

○周藤氏 カウンセラーとしての意見書を出す場合は、残念ながら刑事裁判ではないのですね。ただ、刑事裁判で検事さんに対して、被害者が抵抗していないように見えるけれども、それはこういう状況で抵抗できなかったのだというようなことを説明させていただいて、検事さんが立証していかれるときに、それを盛り込まれることはありました。被害者が実際どういう心理状況にあって、外から見たら抵抗していないように見える状況になっているかということについて、きちんと実態を分かっていると裁判官の方も理解されるかということもありますが、そのような機会が非常に少ないのが現実です。

○山口座長 どうもありがとうございました。

時間がまいりましたので、これで終了とさせていただきますと思います。

周藤様、本当にどうもありがとうございました。

○周藤氏 ありがとうございます。

(周藤由美子氏, 戒能民江氏 退室)

(望月晶子氏, 清水史氏 入室)

○山口座長 最後の方でございますが、NPO法人レイプクライシスセンターTSUBOMI 代表で弁護士の望月晶子様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方につきまして検討するに当たり、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○望月氏 NPO法人レイプクライシスセンターTSUBOMIの代表をしております、弁護士の望月と申します。今日は貴重なお時間をどうもありがとうございます。

私たちのNPOは、2012年2月1日から、性犯罪の被害に遭われた方の直接支援として、電話相談、面接相談、メール相談などを行っておりまして、今までに1,100件ぐらいの被害者若しくはその周囲の方からの御相談をお受けしています。また、一緒に来てくれている弁護士の清水さんですが、彼女と私は弁護士として長く、私は15年、清水先生が10年ぐらい被害者支援をやってきています。それに基づいてお話しさせていただきます。

私たちとしては、今回取り上げてくださっている論点については、全て賛成です。これが全部盛り込まれればいいな、実現できればいいなというふうに思っていますけれども、その中でも特に優先順位として、是非これをとっておりますのが本検討会第1回会議の資料2「性犯罪の罰則の在り方に関する論点（案）」の第1の4の強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和ないし撤廃、2番目が、第1の1の性犯罪の法定刑の見直し、そして3番目が、公訴時効の撤廃又は廃止、4番目として、非親告罪化、そういう順位で私たちは位置付けています。

この罰則を見直す必要性について考えていくときに、罰則の意味・必要性というところから考えますと、特に性犯罪の場合には、何回も犯罪を繰り返す加害者が多いので、もちろん犯罪予防、それから再犯防止といった観点が必要だと思えますが、その一つとして、暴行・脅迫要件の緩和ないし撤廃が必須だと思えます。

次に、暴行・脅迫要件の緩和というところで、強姦の認知件数は、平成25年で1,400件、その前が1,200件、1,100件というふうに犯罪白書にあります。現在警察が認知しているだけでも1日3,4件と、それだけの強姦が日々起きているわけですが、一方、内閣府の調査では、無理矢理性交されて警察に相談した女性というのは3.7%にすぎません。ということは、この無理矢理性交されたにもかかわらず警察に相談をしていない人というのは96.3%ですから、ここからまず何とかしていく必要があると考えます。

その一つとして、必ずしもストレートではないですけれども、つながっていくのが、暴行・脅迫要件の緩和ないし撤廃だと思えます。

財産犯との比較について、資料のスライドの5ページの表を御覧いただきたいのですが、財物を奪取した場合、反抗を抑圧するに足り程度の暴行・脅迫があれば強盗になります。反抗を抑圧するに至らない程度であれば恐喝、暴行・脅迫がなくても財物を奪取すれば窃盗罪が成立します。

一方、性的な侵害行為があった場合、反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫があれば強姦若しくは強制わいせつが成立しますけれども、それ以外、反抗を抑圧するに至らない程度の暴行・脅迫では、性的侵害については基本的に刑法による処罰の対象になっていない。さらに、暴行・脅迫がなくても性的な侵害がなされるということはあるはずですが、そこも処罰の対象になっていない。先ほどあった、無理矢理性交されたという場合には、この反抗を抑圧するに至らない程度の暴行・脅迫若しくは暴行・脅迫がないけれども、同意もしていないけれども、性的なことをされたという場合が非常に多く含まれていると思えます。

ここで、暴行・脅迫要件を緩和するべきだ、ないしは撤廃するべきだということについては、理由は二つありまして、一つは、実際に抑圧するに至らない程度の暴行若しくは暴行・脅迫がない、スライドの5ページの黄色いゾーンですが、ここも処罰の対象とすべきであり、同意のない性的侵害というのは許されるべきではないということともに、左から3番目の欄の要件、反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫が要件となっているがために、ここの立証が非常に厳しくて、実際に処罰されるべきである強姦・強制わいせつ自体が処罰されていない実態があるということです。

資料として、「暴行・脅迫が認定されず無罪となった裁判例」というのをお配りしてあり

ますが、これを見ていただきますと、一番上が、最高裁の平成23年7月25日の非常に有名な千葉の事件で、第一審、第二審が有罪であったにもかかわらず、最高裁で無罪になったものです。これも、わずかに抵抗をしさえすればこれを拒むことができたということで無罪になっていますし、その次の静岡地裁の判決は、「殴打等の強力な暴行が加えられたり、脅迫があったりした事案ではなく、暴行として挙げられているのは、被告人がA子に覆い被さり、その足を手で押さえつけ、着衣のズボン、パンティ及びパーカーをはぎ取り、キャミソール及びブラジャーを引き下ろすなどの各行為である」という、これ自体は認定しながらも、それは「およそ男性が、女性をベッド上に寝かせて姦淫を遂げるにあたっては、男性が女性の上に覆い被さり、その足を手で押さえ、着衣を脱がせるなど、ある程度の有形力の行使をすることは、合意による性交の場合でも伴うものである」と。ちょっとこの判断自体はどうなのかと思うところもありますけれども、これで言えば、A子は姦淫について特別抵抗していなかったということで、少なくとも一定程度の暴行・脅迫などはあったのではないかと、反抗を抑圧するには至らない程度の暴行・脅迫はあったのではないかと判断をしながらも、それ以上の認定ができないということで無罪にされています。

ほかに挙げた裁判例、これはいずれも平成20年代の非常に近時のものですが、暴行・脅迫要件がハードルになって、反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫というものの立証が足りていないということで無罪になってしまっているということです。ですので、このハードルをもっと緩和することで、実質的に本来処罰されるべきである同意がない性的侵害について処罰の対象とするとともに、現在立証が困難であるがために処罰されていない強姦・強制わいせつについても適切な処罰がなされる。それによって犯罪防止、再犯防止ができると思います。ただ、この反抗を抑圧するに至らない程度だとか、暴行・脅迫がないという所まで広げるのがどうなのかという議論はありますけれども、少なくともこのような高いハードルが必要なのかということです。

スライドの6ページの諸外国の性犯罪規定というのを見ますと、これは犯罪白書から拾いましたけれども、例えばフランスでは、暴行・脅迫以外に強制、不意打ちというものが入っていて、「不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」となっています。イギリスでは、「被害者の同意を得ないで行う強姦」、「挿入による暴行」、「性的暴行」。カナダも、「被害者である男女の意思に基づかないで性交を含む性的接触を行うこと」。アメリカでも、もうこれは「他人の体の生殖器もしくは肛門の穴へのわずかでも人の体の一部もしくはなんらかの物体の侵入」ということで、いずれにおいても同意がない場合、同意がない性交というのを処罰の対象というふうにしています。

なぜ、そもそも我が国の刑法では、このような厳しい、被害者の反抗を著しく困難にする程度の「暴行・脅迫」が要件とされるのか、そこに遡って考えますと、強姦されそうになったら、必死で抵抗して、あえて言いますが、貞操を守ろうとするだろう、守るべきだ、抵抗すべきだというような考え方が根底にあると思います。

ただ、これは被害の実態というものを全く理解していなくて、実際現場で襲われた場合、明白な暴行・脅迫がなくても、襲われて抵抗などできるはずがありません。ですので、適正な処罰を行うためには、暴行・脅迫要件の緩和ないし撤廃は必須だと私たちは考えます。

第1の1の法定刑の見直しについては、バランス論はともかくですけれども、私たちとし

ては、そもそも刑法の刑罰そのものを見直す必要があるのではないかというふうに思います。

ストーカーについては、治療やカウンセリングの導入、窃盗罪については、この間出た犯罪白書に書かれているというふうに新聞で読んだのですが、動機や背景に生活の困窮や社会的孤立、精神疾患等があることが多いので、特性に応じた処遇をするべきであると思います。必ずしも刑法上の刑罰だけではなくて、この犯罪を予防する、再犯を防止するためには、様々な処遇の在り方を考えることが再犯防止、犯罪防止につながると考えます。

そのためには、特に性犯罪の場合、薬物療法や保安監置、電子監視、情報公開というか情報管理といったようなことも考えていく必要があると思います。これらは、人権侵害だというようなことはよく言われますけれども、本当に犯罪をなくしていくためには、現行の刑法の刑罰だけではなくて、幅広い処遇の在り方というものを検討すべきだと思います。

第3の公訴時効の撤廃ないし停止につきましては、平成22年の改正のときに、その時効制度の趣旨などについては十分に議論されているかと思いますが、そもそも時効制度の趣旨というのは、被害者にとっては受け入れ難いものであるとともに、特に性犯罪については、DNAなど証拠の散逸が非常にしにくいというか、証拠がある場合に、それを保存することが可能です。したがって、何年経っても証拠をとっておくことができるわけです。

さらに、今回是非、公訴時効の撤廃を入れていただきたいと思います。平成22年の改正のときに、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討することという附帯決議がなされていますが、やはり被害者を含めた国民の意識というところを十分に考えていただきたいと思います。

そして、札幌高裁で、何十年も前に近親者から被害に遭った方についてPTSDを認めるという判決が出ました。これは民事ですけれども、被害者にとって事件はいつまでも終わらないということがこの裁判で明らかになっていると思います。

最後に、非親告罪化についてお話しします。

親告罪の趣旨というのは、犯人が訴追されて、捜査や刑事手続に参加することになると、被害者のプライバシーが侵害されたり、名誉その他被害者が不利益を被ったりするおそれがあるからという被害者保護がその趣旨であるとされていますけれども、そもそもこの前提がおかしいと思います。捜査手続、刑事手続に乗ると、プライバシーが侵害されたり、被害者が不利益を被ってしまう、そういうふうな手続になっていること自体がおかしいわけで、捜査されても、裁判になっても、被害者のプライバシーや名誉が侵害されないような制度を整えて被害者を守り、かつ加害者に対しては適切な処罰がなされるようにする必要があります。

そして、強姦罪は親告罪であるけれども、一方、集団強姦罪は親告罪ではない。それは、被害者の意思に委ねるべきではないほど重大犯罪であるからという理解をされていると思いますが、単純強姦も同じ重大犯罪です。集団強姦罪の場合に、同じように刑事手続に乗るとプライバシーを侵害されたり名誉や被害者が不利益を被ったりするのであれば、集団強姦罪はもっとひどいかもしれません。でも、それは重大犯罪だからといって親告罪ではない。これは単純強姦罪の被害者にとって余りにも屈辱的であって、これも重大犯罪であるというふうに扱うべきです。

時間になりましたので、これで終わります。

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、御質問のある方、よろしくお願いします。

○田中委員 非親告罪化に御賛成ということですがけれども、被害者側にとって、非親告罪とすることのメリットというのはどのようにお考えなのでしょうか。

○望月氏 今実際に支援をしていて、一緒に警察に行ったときなどにも、例えば加害者が知り合いであるような場合に、あえて、あなたは友人、会社の同僚、会社の上司を犯罪者にしたいのですかというようなことを言われることがあるのですね。あなたは、それでも処罰を求めたいのかというハードルというか負担がすごく被害者に向けられる。そのときに、被害者が、私さえ我慢していれば、黙っていれば、あの人を犯罪者にしなくていいのだというような我慢を、処罰をするか否かという選択を被害者に課すということで、被害者が、私がこれを言わなければいいというふうな我慢を抱え込んでしまうというケースがよくあると思います。ですので、もう実際に加害行為があったのであれば、処罰するということにすれば、被害者が、私が告訴したがために処罰されてしまうのだというような負担を負わずに済むと思います。

○田中委員 そうしますと、被害者が事件化を望まない場合というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○望月氏 その場合は、被害届を出さなければいいと思います。

○田中委員 そうしますと、被害者にとって最も負担なのは、事情聴取であるとか公開の法廷での証人尋問だと思うのですがけれども、親告罪とされていることで、それにプラス告訴行為というものがあつたために、最初の入口の所でいろいろなことを言われることがある。それが負担であるという御趣旨でしょうか。つまり、刑事手続に乗せるということは、被害者にとって負担は負担だと思うのです。しかし、親告罪とされていることによって、より負担が増しているというような、そういう御趣旨でしょうか。

○望月氏 そうですね、入口の所で加害者を処罰するべきか、私が告訴しないことで処罰を免れさせるようにするべきなのかという、まずその選択を被害者がしなければいけないというのが負担だと思います。それ以後の負担というのは、おっしゃるように変わらないと思います。

○田中委員 被害届だとそこがもうちょっと軽いということでしょうか。

○望月氏 軽いというか処罰の意思を表示しなくてよいので、被害に遭いましたという事実の申告で足りるということですか。

○田中委員 望まない人は、その被害届は出しませんよということですね。

○望月氏 はい。

○田中委員 分かりました。

○清水氏 追加をしてよろしいでしょうか。

被害者の方との相談を聞いていて、刑事事件化を本当に全く求めていない、犯人が無罪放免で自由になっていいという方はなくて、やはり刑事事件化したくないという方は、その後の手続の負担を非常に心配されています。ですので、そちらではまだいろいろ改善することがあると思いますし、そういうところを弁護士がフォローすることによって、それだったら是非やりたいというふうな話にもなりますし、もともと刑事事件化自体をやりたくないというわけではなくて、その後の心配をしているというところが実態のように思いま

す。

○山口座長 どうもありがとうございました。これで終了とさせていただきます。

○望月氏 ありがとうございました。

(望月晶子氏, 清水史氏 退室)

○山口座長 それでは、本日の予定につきましては、これで終了いたしました。

本日の議事及び資料についてでございますが、特に公表に適さないものはないと思われま
すので、全て公表させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

それでは、そのように決定させていただきます。

では、次回の予定について事務局より御説明をお願いします。

○東山参事官 次回は11月28日、来週の金曜日、午前10時30分から開催いたします。

場所は、東京地検刑事部会議室、この建物本省ゾーンの5階でございます。本日に引き続
きましてヒアリングを実施する予定でございます。

以上です。

○山口座長 それでは、本日はこれをもって終了といたします。

どうもありがとうございました。